

## 請求日程等

### 【診療報酬等明細書】

診療月	7月			8月		
	電子請求		紙請求	電子請求		紙請求
	オンライン	磁気媒体		オンライン	磁気媒体	
請求書提出締切日	8月10日(土)			9月10日(火)		
増減点等通知書送付予定日	9月4日(水)			10月4日(金)		
支払通知書送付予定日	9月13日(金)	9月20日(金)		10月15日(火)	10月21日(月)	
診療報酬等支払日	9月20日(金)		9月27日(金)	10月21日(月)	10月28日(月)	

### 【出産育児一時金等関係】

提出月	8月			9月		
	正常分娩	異常分娩	支払早期	正常分娩	異常分娩	支払早期
請求書提出締切日	8月10日(土)		8月23日(金)	9月10日(火)		9月25日(水)
支払通知書送付予定日	8月26日(月)	9月13日(金)		9月26日(木)	10月15日(火)	
出産育児一時金等支払日	9月6日(金)	9月20日(金)		10月9日(水)	10月21日(月)	

### 【特定健診等関係】

健診月	7月		8月	
	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	8月5日(月)	8月10日(土)	9月5日(木)	9月10日(火)
返戻及び支払通知書送付予定日	9月10日(火)		10月11日(金)	
特定健診等支払日	9月27日(金)		10月28日(月)	

※8月10日(土)は開館し  
受付します。

【受付時間】8:30~17:00

## 審査委員会からの連絡事項 **医科**

### ●外来診療における多数の疑い病名に対する検査の算定について

外来診療において、ウイルス性肝炎、梅毒、凝固異常を疑って一連の検査を傾向的に算定している請求が散見されます。

保険診療としての範囲を逸脱していると判断される場合には査定の対象となりますので、患者の容態や基礎疾患を加味した上で、段階的に順を追った検査をお願いします。

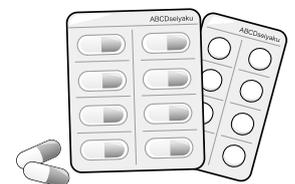
### ●タリージェ錠の算定について

タリージェ錠の算定に当たっては、レセプトに末梢性神経障害性疼痛の原因疾患の記載をお願いします。

なお、疼痛の原因疾患と認められる主な疾患は次のとおりですので、参考としてください。

#### 【適応疾患】

三叉神経痛、頸椎症神経根症、肋間神経痛、手根管症候群、坐骨神経痛、帯状疱疹後疼痛、糖尿病性神経障害性疼痛、化学療法による神経障害、腰部脊柱管狭窄症、椎間板ヘルニアなど



診療報酬等請求上の留意点

医 科

●往診料の算定について

往診料は、患者又は家族等患者の看護等に当たる者が、保険医療機関に対し電話等で直接往診を求め、当該保険医療機関の医師が往診の必要性を認めた場合に、可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合に算定できるものであり、定期的ないし計画的に患家又は他の保険医療機関に赴いて診療を行った場合には算定できませんのでご注意ください。



なお、計画的な医学管理の下に定期的に訪問診療を行った場合は、在宅患者訪問診療料等で算定することとなります。

歯 科

●暫間固定について

歯周外科手術後に必要があつて暫間固定を行う場合において、暫間固定後、再度当該処置を行う場合は、術後に暫間固定を行った日から起算して6月経過後、1顎につき6月に1回に限り算定できることとなっていますので、ご注意ください。

●電子請求分における傷病名の記載について

電子請求による場合、傷病名は、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」に規定する傷病名を用いることとなっており、原則として、傷病名コードに記載されたものを使用することとなっていますので、ご注意ください。

調 剤

●調剤報酬の請求に際して、薬学管理料にかかる留意点を以下のとおり掲載しますので、保険請求のルールに基づき請求いただきますようお願いいたします。



No.	項 目	留意点
1	在宅患者訪問薬剤管理指導料	調剤を行っていない月に算定した場合は、訪問の対象となる調剤の年月日及び投薬日数を記載してください。
2	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	
3	在宅患者緊急時等共同指導料	
4	在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	処方に変更が行われた場合に、処方箋受付につき1回の算定となります。
5	在宅患者訪問薬剤管理指導料	患者1人につき月4回までの算定となります。
6	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	月4回までの算定となります。
7	在宅患者緊急時等共同指導料	月2回までの算定となります。
8	服用薬剤調整支援料	月1回までの算定となります。
9	服薬情報等提供料1	同一の医療機関又は診療科へ提供した場合は、月1回のみ算定となります。
10	かかりつけ薬剤師指導料	処方箋受付につき1回の算定となります。